

神戸市保育施設等土地建物提供促進補助金交付要綱

令和2年1月6日
こども家庭局長決定

(趣旨)

第1条 この要綱は、神戸市内の土地及び建物の所有者に課される固定資産税及び都市計画税の一部に対して市の予算の範囲内で補助金を交付することで、保育施設等の設置又は園庭の拡張に供する土地及び建物の提供を促進し、もって、保育利用定員の拡充を目的とする。

2 この要綱は、地方自治法（昭和22年4月17日法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年5月3日政令第16号）、神戸市補助金等の交付に関する規則（平成27年3月2日神戸市規則第38号。以下「補助金規則」という。）に定めがあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 保育施設等とは、児童福祉法（昭和22年12月12日法律第164号、以下「児童福祉法」という。）第35条第4項の規定による認可を受けて設置する同法第39条第1項に規定する保育所、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の促進に関する法律（平成18年6月15日法律第77号）第17条第1項の規定による認可を受けて設置する同法第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園、同法第3条第1項の認定を受けた保育所（保育所型認定こども園）又は幼稚園（幼稚園型認定こども園）、児童福祉法第34条の15第2項の規定による認可を受けて設置する同法第6条の3第9項、第10項及び第12項に規定する家庭的保育事業、小規模保育事業及び事業所内保育事業の施設をいう。
- (2) 保育施設等の設置とは、整備を伴う新設（既存施設の建て替え及び分園を含む）、増築をいう。
- (3) 保育施設等の運営事業者（以下、「運営事業者」という。）とは、土地及び建物を賃借し保育施設等の設置の認可を受けた者をいう。

(補助事業者)

第3条 補助事業の対象となる者（以下、「補助事業者」という。）は、自己が所有する土地及び建物の全部又は一部（以下、「当該物件」という。）を運営事業者に貸付ける者をいう。ただし、神戸市が25%以上を出資又は出捐する法人のほか、市と人的又は資金的及び業務的に密接な関係を有する法人を除く。

(補助の条件)

第4条 補助を受けるには、次の各号の要件をすべて満たさなければならない。

- (1) 当該物件を保育施設等の設置又は園庭の拡張に供することで、保育利用定員が増加すること。
- (2) 当該物件に係る賃貸借契約は、令和元年7月1日以降に公正証書によるなど書面によって締結すること。
- (3) 当該物件は、前号に規定する賃貸借契約の締結時点より前に保育施設等、学校教育法（昭和22年3月31日法律第26号）第22条に規定する幼稚園又は児童福祉法第59条第1項に規定する認可外保育施設の用途に供していないこと。

(4) 補助事業者は、第6条の補助金交付申請時点で本市の市税に滞納がないこと。

(補助金額の算定)

第5条 補助金額の算定については別表のとおりする。なお、貸付期間が10年未満の場合は、当該物件を保育施設等の事業として貸付を開始した日（施設整備の期間を含む。以下、「貸付開始日」という。）が属する年度の当初から当該物件の貸付終了日の属する年度末までの期間相当額とする。

2 補助金額は、貸付開始日が属する年度（以下、「当該年度」という。）の固定資産評価額を基準に算定する。ただし、当該年度において固定資産評価額が定められていない場合は、当該年度の翌年度以降の固定資産評価額を基準に算定する。なお、第8条第2項及び第10条第2項に基づき再度補助金額を算定する場合は、第7条の補助金の交付決定時の固定資産評価額を基準に算定する。

(補助金の交付申請)

第6条 補助事業者は、補助金規則第5条第1項に基づき補助金の交付を申請するときは、次の各号に掲げる期日までに、補助金交付申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

(1) 当該年度に固定資産評価額が定められている場合は、当該年度の市長が指定する期日とする。

(2) 当該年度に固定資産評価額が定められていない場合は、当該年度の翌年度以降の市長が指定する期日とする。

(補助金の交付決定)

第7条 市長は、補助金規則第6条による補助金の交付決定を行うときは、申請後すみやかに補助金交付決定通知書（様式第2号）により、補助事業者に通知するものとする。

2 市長は、補助金規則第6条第3項による補助金の交付が不適当である旨の通知を行うときは、申請後すみやかに補助金不交付決定通知書（様式第3号）により補助事業者に通知するものとする。

(変更等の届出)

第8条 補助事業者は、貸付開始日から10年を経過するまでの間に、当該物件に係る契約の解約又は内容の変更を行う場合は、補助金交付決定内容変更承認申請書（様式第4号）を市長にすみやかに提出しなければならない。

2 補助事業者は、前項の規定により変更承認申請を行うときは、第5条の規定に基づき補助金額を再度算定し、既に補助金を交付しているときはその差額を市長の指定する期日までに返還するものとする。ただし、補助事業者の責に因らずやむを得ないと認められる場合はこの限りでない。

3 補助事業者は、貸付開始日から10年を経過するまでの間に、当該物件の所有権の全部又は一部を第三者に移転した場合、前2項の規定と同様に補助金交付決定内容変更承認申請書（様式第4号）を市長にすみやかに提出し補助金を再度計算し差額を返還しなければならない。

4 市長は、同条第1項及び第3項に係る申請があったときは、当該申請に係る書類の内容を審査し、内容が適当であると認めるときは、その旨を補助金交付決定変更通知書（様式第5号）又は補助事業中止（廃止）通知書（様式第6号）により、補助事業者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第9条 市長は、第7条の補助金の交付決定の後、補助事業者から提出される補助金交付

請求書（様式第7号）を受理したときは、補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消し）

第10条 市長は、補助金規則第19条により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消したときは、速やかに、その旨を補助金交付決定取消通知書（様式第8号）により当該補助事業者へ通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付を取り消した場合又は一部取り消した場合は、取り消した条件をもとに再度補助金額を算定し、既に補助金を交付しているときはその差額を指定する期日までに返還させるものとする。

（帳簿等の整備及び保存）

第11条 補助事業者は、当該補助金に係る収入及び支出に関する帳簿並びに収入及び支出を証する書類を整備し、第7条の補助金の交付決定の日又は第8条の補助金の変更交付決定日（事業の中止又は廃止の承認を受けたときは、その承認を受けた日）の属する年度終了後10年間保存しなければならない。

（施行の細目）

第12条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和2年1月6日から施行する。

(別表) 補助金額の算定 (第5条、第6条関係)

分類	交付申請の時期 (第6条関係)	補助金額の算定方法 (第5条関係)
土地	(第6条第1項第1号) 貸付開始日が属する年度	下記の①と②の合計 ① 貸付開始年度の固定資産税及び都市計画税の実額 ② 保育施設等の事業として貸付を開始した場合の固定資産税及び都市計画税相当額× 9年間 (貸付開始日が属する年度の固定資産評価額を基に算定)
	(第6条第1項第2号) 貸付開始日が属する年度の翌年度	下記の①と②の合計 ① 貸付開始年度の翌年度の固定資産税及び都市計画税の実額 ② 保育施設等の事業として貸付を開始した場合の固定資産税及び都市計画税相当額× 8年間 (貸付開始日が属する年度の翌年度の固定資産評価額を基に算定)
建物	(第6条第1項第1号) 貸付開始日が属する年度	下記の①と②の合計 ① 貸付開始年度の固定資産税及び都市計画税の実額 ② 保育施設等の事業として貸付を開始した場合の固定資産税及び都市計画税相当額× 9年間
	(第6条第1項第2号) 貸付開始日が属する年度以降の市長が指定する年度	貸付開始年度の翌年度以降の固定資産税及び都市計画税の実額× 8年間又は9年間 (建物登記完了時期によって年数が変動)

※1 税率は、当該物件に係る固定資産税率及び都市計画税率とする。

※2 貸付期間が10年未満の場合は、貸付開始日が属する年度の当初から当該物件の貸付終了日の属する年度末までの期間に課せられる固定資産税及び都市計画税相当額とする。

※3 上記算定方法により1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切捨てた額とする。

補助金交付申請書

第 年 月 日 号

神戸市長 へ

住 所

氏名又は
法人名・
代表者名

印

下記補助金の交付について、申請します。

記

補助金の名称	神戸市保育施設等土地建物提供促進補助金 (<施設名>の土地・建物)		
補助対象物件	所在地	土地	
		建物	
	貸付面積	土地	m ²
		建物	m ²
契約年月日	土地	令和 年 月 日	
	建物	令和 年 月 日	
補助金の額	円		
算定の基礎	固定資産評価額： 円		
増加する保育利用定員	人増【2号 人, 3号 人】		
添付書類	① 誓約書 ② 事業計画書 ③ 図面（位置図, 配置図, 求積図） ④ 不動産登記簿謄本（公図含む） ⑤ 申請者の住民票（申請者が法人の場合は法人登記簿謄本） ⑥ 印鑑証明書 ⑦ 賃貸借契約書（原本証明必要） ⑧ 納税証明書（3か年分） ⑨ 固定資産課税台帳登録事項証明書 ⑩ その他（指定する資料）		

補助金交付決定通知書

第 年 月 日 号

<補助事業者> 様

神戸市長 印

年 月 日付 第 号で申請のあった下記事業については、次のとおり
交付することに決定したので通知します。

記

補助金の名称	神戸市保育施設等土地建物提供促進補助金 (<施設名>の土地・建物)		
補助対象物件	所在地	土地	
		建物	
	貸付面積	土地	m ²
		建物	m ²
	契約期間	土地	令和 年 月 日～令和 年 月 日
		建物	令和 年 月 日～令和 年 月 日
補助金の額	円		
算定の基礎	固定資産評価額： 円		
増加する保育 利用定員	人増【2号 人, 3号 人】		
交付の条件	裏面のとおり		

交 付 の 条 件

- (1) 神戸市補助金等の交付に関する規則及び神戸市保育施設等土地建物提供促進補助金交付要綱に従うとともに、関係法令を順守すること。
- (2) 当該物件は、保育施設等の用途に供すること。
- (3) 当該補助金は、当該物件に係る固定資産税又は都市計画税に充当すること。
- (4) 貸付開始日から10年を経過するまでの間に、当該物件に係る契約の解約又は内容の変更を行う場合は、すみやかに市長に報告するとともに必要な手続きを行うこと。
- (5) 貸付開始日から10年を経過するまでの間に、当該物件に係る契約の解約又は内容の変更を行う場合、当該物件の所有権の全部又は一部を第三者に移転する場合、関係規定及び交付の条件に違反する場合は、補助金の交付決定額の変更又は交付決定額の全部又は一部の取り消しにより、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることがある。
- (6) 補助物件に係る契約の相手方及びその関係者から、寄付金等の資金提供を受けてはならない。
- (7) 補助事業に係る帳簿及び証拠書類を整備し、補助金の交付決定の日又は補助金の変更交付決定日（事業の中止又は廃止の承認を受けたときは、その承認を受けた日）の属する年度終了後10年間保管しておかなければならない。

留 意 事 項

- (1) 本通知に記載の補助金の額を請求により交付する。

様式第3号（第7条関係）

補助金不交付決定通知書

第 年 月 日 号

< 補助事業者 > 様

神戸市長 印

年 月 日付 第 号で申請のあった事業については、下記の理由により不交付とすることに決定したので通知します。

記

1 不交付とした理由

補助金交付決定内容変更申請書

第 年 月 日 号

神戸市長あて

住 所

氏名又は
法人名・
代表者名

印

年 月 日付 第 号をもって交付決定のあった下記事業について、次のとおり交付決定の内容を変更したいので申請します。

記

補助金の名称	神戸市保育施設等土地建物提供促進補助金 (<施設名>の土地・建物)		
変更の理由			
補助対象物件	所在地	土地	
		建物	
	貸付面積	土地	(m ²) m ²
		建物	(m ²) m ²
	契約期間	土地	(令和 年 月 日～令和 年 月 日)
		建物	(令和 年 月 日～令和 年 月 日)
補助金の額	(円) 円		
算定の基礎	固定資産評価額： 円		
増加する保育 利用定員	(人増【2号 人, 3号 人】)		
添付書類			

注) 表中、変更前の内容は上段に () 書き、変更後の内容は下段に記入する。

補助金交付決定変更通知書

第 年 月 日 号

<補助事業者> 様

神戸市長 印

年 月 日付 第 号で変更申請のあった下記事業について、次のとおり決定したので通知します。

記

補助金の名称	神戸市保育施設等土地建物提供促進補助金 (<施設名>の土地・建物)		
補助対象物件	所在地	土地	
		建物	
	貸付面積	土地	(m ²) m ²
		建物	(m ²) m ²
	契約期間	土地	(令和 年 月 日～令和 年 月 日)
		建物	(令和 年 月 日～令和 年 月 日)
補助金の額	当初交付決定額		円
	変更後交付決定額		円
	補助金返還額		円
算定の基礎	固定資産評価額： 円		
増加する保育 利用定員	(人増【2号 人, 3号 人】) 人増【2号 人, 3号 人】		

注) 表中、変更前の内容は上段に () 書き、変更後の内容は下段に記入する。

補助事業中止（廃止）通知書

第 年 月 日 号

<補助事業者> 様

神戸市長 印

年 月 日付 第 号で中止（廃止）申請のあった下記事業について、次のとおり決定したので通知します。

記

補助金の名称	神戸市保育施設等土地建物提供促進補助金 (<施設名>の土地・建物)		
補助対象物件	所在地	土地	
		建物	
	貸付面積	土地	(m ²)
		建物	(m ²)
	契約期間	土地	(令和 年 月 日～令和 年 月 日)
		建物	(令和 年 月 日～令和 年 月 日)
補助金の額	当初交付決定額		円
	中止又は廃止後 交付決定額		円
	補助金返還額		円

注) 表中、変更前の内容は上段に（ ）書き、中止又は廃止後の内容は下段に記入する。

補助金交付請求書

請求金額	円
補助金の名称	神戸市保育施設等土地建物提供促進補助金 (<施設名>の土地・建物)

上記のとおり、補助金等を交付されたく請求します。

年 月 日

神戸市長 あて

住 所

氏名又は
法人名・
代表者名

印

(添付書類)

振込先口座

金融機関名	銀行 支店
預金種目	1. 普通 2. 当座 3. その他 ()
口座番号	
口座名義	

- 注) 1 口座名義は、補助事業者等と同一の名義であること。
2 口座名義が異なる口座への振込となる場合は、別紙補助金受領委任状を提出すること。

補助金交付決定取消通知書

第 年 月 日 号

<補助事業者> 様

神戸市長 印

年 月 日付 第 号で交付決定した下記事業については、次のとおり交付決定の全部・一部を取り消したので通知します。

記

補助金の名称	神戸市保育施設等土地建物提供促進補助金 (<施設名>の土地・建物)
補助金交付決定額	円
既交付済額	円
補助金取消額	円
補助金返還額	円
取消しの理由	